

17. (参考) ご意見募集の様式

保健所長の職務の在り方について意見の募集について

厚生労働省では、平成15年3月より、「保健所長の職務の在り方に関する検討会（座長：石井威望・東京大学名誉教授）」において、保健所長の業務、保健所長の資質、保健所長の資格要件等に関して関係者間で幅広い議論を行っています。

本検討会における議論のとりまとめにあたり、下記のとおり、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。

趣旨としては、第6回及び第7回検討会で事務局が提出し、現在、審議中の『「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」の観点から求められる保健所長の資格要件（案）』について、国民の皆様からの意見を幅広くお聴きし、検討会のご議論の参考にさせていただくというものですので、世論調査やアンケート調査のような国民の意見の構成割合を示すものとしての取り扱いとはなりませんので予めご了解下さい。

なお、いただいたご意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨ご了承願います。

ご意見募集

保健所長の職務の在り方に関するご意見募集

参考資料

保健所長の職務の在り方に関する検討会開催要綱

保健所の活動

保健所に関する基礎データ

論点整理メモ

「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」の観点から求められる保健所長の資格要件（案）

事務・事業の在り方に関する意見（地方分権改革推進会議）（抜粋）

記

1 募集期間

平成15年12月26日（金）～1月14日（水）（郵便の場合は当日消印有効）

2 提出方法

ご意見等は理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい（様式自由）。
電話での受付はできませんので、ご了承下さい。 → [様式例]

また、提出していただくご意見等には必ず「保健所長の職務の在り方について」と明記し

て提出して下さい。

○ 電子メールの場合

電子メールアドレス HOKENSHOCHO@mhlw.go.jp

厚生労働省健康局総務課地域保健室地域保健係

意見募集担当宛

(ファイル形式はテキスト形式でお願いします。)

○ 郵送の場合

東京都千代田区霞が関1-2-2 〒100-8916

厚生労働省健康局総務課地域保健室地域保健係

意見募集担当宛

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 03-3503-8563

厚生労働省健康局総務課地域保健室地域保健係

意見募集担当宛

3 ご意見等の提出上の注意

ご意見は日本語に限ります。また、個人の場合は氏名・住所・職業・性別・年齢(歳代)を、法人の方は法人名・所在地を記載して下さい。なお、寄せられたご意見については、住所、電子メールアドレスを除き、公表させていただくことがありますので、予めご了承願います。

保健所長の職務の在り方に関するご意見募集

(検討の方向)

問1. 「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」のために求められる保健所長の資格要件を検討するうえで、検討の方向を次のようにすることについて、どのように評価されますか。

検討の方向

- (1) 国民の利益の観点にたち「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」のために最も高い水準の保健所長を確保することを目指す。そのために必要な資格要件を設定する。
- (2) その様な資格要件を満たす者を確保するために地方自治体、国等は最大限の努力を払う。
- (3) 現行制度における資格要件の下で保健所の果たしてきた役割、実績の評価を踏まえる。
- (4) 現行資格要件変更の是非と妥当性を検討するにあたっては、変更を必要とすると具体的理由と上記(1) - (3)を勘案する。併せて、組織運営の効率性、今後の社会環境の変化の予測、都市と地方の格差等についても参酌する。

ア. 検討の方向として妥当である

イ. 検討の方向として妥当ではない

→理由及び代案を記入してください

(資格要件の考え方)

問2. 保健所長は次の3つの資格と職務遂行に必要な要件を備えた者である必要があると考えていますが、どう評価されますか。

- ① SARS、O157等の健康危機発生等の緊急時に、組織の長として瞬時に的確な判断及び意思決定をするために必要な専門的知識を有する医師資格保有者またはこれと同等な者
- ② 地域の保健、医療、福祉の状態を把握し、保健所として果たすべき適切な役割を企画及び指導することができるだけの公衆衛生の実務経験を有するか教育を受けた者
- ③ 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、栄養士等の多くの職種からなる保健所組織全体を統括指導し(平時の部内の組織管理能力)、地域の医療、保健衛生をはじめとした多様な関係者との意志疎通を行い良好な調整、協力体制を構築し(平時の部外の調整能力)、さらにSARS、O157等の健康危機発生等の緊急時に的確に組織を管理、運営できる(緊急時の組織管理能力) 組織管理能力を有する者

- ア. 資格要件の考え方として妥当である
- イ. 資格要件の考え方として妥当ではない

→理由及び代案を記入してください

(現行制度の評価)

問3. わが国の保健所は過去及び現在を通じて、その役割を果たしてきたと評価できますか

- ア. 評価できる。
- イ. 相当程度評価できる
- ウ. あまり評価できない
- エ. 評価できない

→理由を記入してください

問4. 医師が所長であることが保健所の業務と質を高く保ち、住民や関係者から信頼を得ることに貢献してきたと思いますか。

- ア. 貢献してきた
- イ. 相当程度貢献してきた
- ウ. あまり貢献していない
- エ. 貢献していない

→理由を記入してください

問5. 保健所医師確保に関する現行制度の問題点は何でしょうか。(複数回答)

- ア. 兼務による弊害
- イ. 組織運営の柔軟性の障害
- ウ. 医師の人事経歴管理上の阻害要因
- エ. 特に問題はない
- オ. その他(具体的に記入してください)

問6. 前問の問題点の解決策としては、まず医師を確保することで努力すべきとしていますが、どう評価されますか。

- ア. 努力すれば確保可能と考えているので、その方向で努力すべき
- イ. 確保は困難かも知れないが、まだその方向で努力すべき
- ウ. 医師確保は極めて困難であり、医師以外の者を保健所長とする以外にない
- エ. その他(具体的に記入してください)

(参酌すべき事項)

問 7. 保健所における効率的な組織運営の観点から、特に現場で瞬時に対応すべき健康危機管理での問題への対応のあり方はどうあるべきでしょうか。

- ア. 保健所長が相当の専門的・技術的知識経験に基づき責任を持って判断
- イ. 保健所長の責任において判断するにあたり、相当の知識経験を有する者が補佐
- ウ. その他（具体的に記入してください）

問 8. 保健所の業務に関し、今後の社会環境の変化をどう予測していますか。（複数回答）

- ア. 健康危機管理の役割の拡大
- イ. 保健所の技術性、専門性が強く求められる業務の拡大
- ウ. その他（具体的に記入してください）

問 9. 保健所の業務を遂行していく上で、都市と地方に格差や問題に差がありますか。

- ア. ある
 - イ. ない
- 理由を記入してください（具体的に）

(実施可能な具体的内容)

問 10. 「住民の健康の保持及び増進、並びに安全の確保」のために求められる保健所長の資格要件は何でしょうか。思うところを自由にお書き下さい。

問 11. 医師以外の者が保健所長となった場合、どのような影響が生じるとお考えでしょうか。また、その対応策としてどのようなことが考えられるでしょうか。その対応策は確かに機能すると考えられるでしょうか。

問 12. 保健所長が医師でなければならない場合、どのような影響が生じているとお考えでしょうか。また、その対応策としてどのようなことが考えられるでしょうか。その対応策は確かに機能すると考えられるでしょうか。

問 13. その他、保健所長の職務の在り方に関する検討会についてのご意見をお書き下さい。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

6. 現行制度の評価②

問4. 医師が所長であることが保健所の業務と質を高く保ち、住民や関係者から信頼を得ることに貢献してきたと思いますか。

- ア. 貢献してきた
 - イ. 相当程度貢献してきた
 - ウ. あまり貢献していない
 - エ. 貢献していない
- 理由を記入してください

職業(団体)	年齢	問4
3 医師	50	ア 医師であることが医療と直結した形で住民に認知され、指導に対して円滑に運営されたと思う。
4 教員	40	ウ より専門性を求められる事象には、より専門の医師による指導を求める事が多く日常的医学判断には地域の医師が非常勤で参加しているしていると思われた。保健所長にたいしては、所長個人が専門的視点を持つということより、このような、適切な人材(専門家)のコーディネート能力への信頼が強かった。
9 自営業	50	ア 医師は聖職であり、信頼できるから。
11 公務員	40	イ 特に健康危機事例が生じた際の指揮官としての医師の役割は大きい。また、通常時においても地域特性を把握し、それぞれの地域の課題に積極的に取り組んでいる所長もおり、おおむね評価してよいのではないと思う。そうした所長が多く生まれることが、保健所長が医師である意義を自ら証明し、住民から支持を得るのではないと思う
12 労働組合		イ 「医師が保健所長であることが保健所の業務と質を高く保ち、住民や関係者から信頼を得ることに貢献してきた」ということではなく、保健所長はじめ職員全体の総合力が信頼獲得の要因であると考えます。ただし、保健所長が医師であることは、住民に安心感を与えてきたのも事実と言えます。
19 保健所職員	40	イ 確かに医師会・医療機関からの信頼・協力は得やすかったことは否定できませんが、保健所の業務と質は保健所職員それぞれの力量と総合力に負うところが大きいと思います。
24 無職	60	ア 医師であることで信頼できるから
27 保健所職員		イ 医師の社会的地位、専門知識が関係者、住民から評価されている
28		ア 所長が医師であるゆえ、地元医師会ともスムーズに連携ができ、住民の健康を守ってくることができた。
34 公務員	40	ウ 保健所が組織として対応してきたことは評価できると思いますが、それが保健所長が医師であったことが貢献したかどうかの評価は難しいと思います。
35 医師	60	ア 医師である所長は、保健所の業務において豊富な医学知識を活用したり地域医師会と密接な連携をとったりして予防注射の被接種者を増やしたり、感染症が発生した時には、それが拡大しないように努めている。所長個人だけでなく所長の会においても予算の削減が必要な事業に及ばないようにまた公衆衛生に必要な事業に対しては増額を強く要望したりして市民の健康の質の向上を図っている。事件が発生した場合、所内のスタッフ(関連した)と打ち合わせをする時も豊富な医学知識を活用し組織がまとまって行動できるように意思疎通がはかられている。こういうことも住民や関係者から信頼を得ることに貢献している。
41 公務員	50	ア 公衆衛生の観点からしても、保健所の役目を「地域の健康しかけ人」として位置づけられ、正に、「地域住民の健康保持及び安全の確保」に努力されている。
42 医師	60	ア 医師が所長であることによって健康危機管理が適切におこなわれた事例があると思う。また住民は、保健所長が医師であることに對して、いわゆる「お役所」とはちがう信頼を寄せている。
47 保健師	20	イ 医師でなくとも、保健分野に長年携わってきたものであれば、保健分野の現状を知っており、長としてふさわしい人もいると思われるが、現の医師であっても、地域医療について知っている人でもあり、直接はないにしても、住民に貢献してきたのではないと思われる。
48 医師	50	イ 住民の健康と安全を守る上で、医師としての専門的知識と経験は不可欠であり、医師としての保健所長によって関係機関や住民からの信頼を得られてきたと考える。

49	公務員	50	ウ	・公衆衛生の専門家でない医師が保健所長になり、住民ニーズに合った保健所活動を的確に判断をしてこなかった。さらに悪いことに、公衆衛生活動を展開しようとしている歯科医師・保健師・栄養士等の活動にブレーキをかけることがあった。また、行政能力の低い所長が多い。
51	公務員	40	イ	一部に所長として不適切な者がいることが、却って強調されすぎていることが残念。どこの組織・職種にも、一定の割合で不適切者が存在していることは自明である。不適切者の存在のみで保健所長像を語るのには、「木を見て森を見ない」ことになると思う。
52	公務員	30	ウ	保健所業務の質の保持は、医師だけでできるものではなく、多くのスタッフにより保たれてきたものです。その時に所長である医師の果たした役割においてはかなりの格差があることと、十分な医師としての役割を、保健所の質の保証に発揮できた医師は本当に少数ではないかと思えます。「医師だから」＝住民や関係者から信頼を得られる時代は過ぎ去ったと考えます。
54	医師	40	ア	所長が医師であることによって、科学的な判断が優先され、業務の質の維持が図られてきた。また健康に関する深い知識を有する医師が所長であることが、住民の信頼を得る上でも大きな役割を果たしていると思う。
55	薬剤師	50	ア	保健医療全般に最も精通しているのは医師であり、その医師が所長として組織を管理・運営していることが信頼につながっていると思う。
56	教員		ア	地域精神保健活動の推進にとっても、差別・偏見の厳しい現状において、所長が医師であることによって、とすれば偏見に押し流されがちな事務職員の消極的姿勢を叱責し、保健所本来の役割を果たしてきた事例は数多い。 食中毒、感染症などに関しても、事勿れに流れようとする行政の姿勢に抗して、原則的立場を堅持する上で医師である所長の果たした役割は大きい。
58	学生	40	ウ	保健所長が医師であることを、教わるまで知らなかった。 また医師である必要があるのかよくわからない。
59	公務員	50	ア	保健医療全般に習熟しているのは医師であり、その医師が組織の長として機能していることが信頼を得ることに貢献してきた。
63	主婦		ア	いざという時に、ドクターである保健所長さんほど頼りになります。
64	団体職員	40	ア	医療機能の連携・救急医療のシステムづくり・医療安全対策を含む医療機関への監督指導などの取り組みをとおして。
68	公務員		ウ	感染症が流行していた時代は評価できると思うが、市町村に多くの事業が移譲されて以来、保健所の存在意義が不明確である。そのような状況下にあっても、住民に対して、保健所の役割や存在意義をきちんとアピールできない(アピールしてこなかった)ことは非常に大きなマイナス評価に値する。
70	教員		ウ	医師でも経験年数の浅い人、あるいは熱意のない人、マネジメント能力がもう一步という人もあり、医師がすべて、保健所の信頼性を高めていたとはいえない事例がある。
71	教員		ウ	医師が所長であることは、保健所の業務と質を保つことには高学歴を有する社会的認知度の高い職種として大なり小なり貢献してきたと考える。しかし、住民や関係者からの真の信頼は、彼らとの時間と場と経験を共有する活動(しかも、その時代と地域のニーズ、住民の生の声に真摯に対応する活動)によって育まれるものであり、そのような信頼関係に基づく活動展開に、従来の所長が責任を持って直接貢献してきたとは言い難いと思う。
72	保健師	40	イ	所長個人の力量に差が大きく、弊害になっている場合もありました。
75	公務員	40	ア	保健所長は医師でなくて良いという考えがあるが、サービスの質の管理を技術職員全体で遂行する上で、サービスの質の評価を行える公衆衛生の素養のある(Public healthを習得した)医師がトップに不可欠である。介護予防事業を効果的に進める上で要介護者の分析を行ったり、児童虐待予防の観点から問診票を検討し地域で試行したり、といった予防戦略を率先してたてる視点が重要であり、事後的、消極的対応で無難に過ごす発想では予防機関としての機能は果たせない。また、健康危機管理の際は、警察や消防等の組織は指揮命令系統が明確である。しかし、医療機関に指揮命令系統はなく、医師会や医療機関等と日頃のトップ同士(医師同士)の信頼関係や協力関係を必要な指示や連携して対応してこそスムーズに対応できる。
76	教員	30	イ	医師をトップとし、医療・保健の課題に迅速に取り組むという体制・姿勢は、各方面からの理解が得られやすく、今までのところは一定の貢献をしてきたといえる。しかし、現状では、積極的に信念を持って保健所の所長をめざす医師は多くない。一方で、看護教育の高等化に伴い、保健師の能力が向上し、行政の中で管理的立場に立つ保健師の数も増加しつつある。よって、今後は、医師に限らず、公衆衛生分野の専門職である保健師にも門戸を開くべきと考える。
77	教員	50	ウ	公衆衛生を志して保健所勤務になった医師には優秀な人材が多かった。しかし、その様な優秀な公衆衛生医は必ずしも多くは無く、保健所長として適任の医師が確保されてこなかったことが最大の問題である。

84	団体職員	50	ア	結核対策・公害対策など、社会の環境変化の節目での保健所に課せられた課題に対して、専門職のリーダーとして指導的役割を果たした。
87	食品衛生協		ア	総合的判断が下せているため
89	教員	30	ア	医師は疾病に関するプロであるということが公衆衛生業務・健康管理業務への素直な信頼につながり、また、医師としての的確な判断が質の高さに貢献してきたと考える。
91	管理栄養士	50	ア	所長である医師が住民に直接接する機会をもとうと努力するほど貢献度は高くなっていくと思う。
94	医師	50	イ	公衆衛生や福祉に実績のない医師が所長になっているケースが多い
96	障害者家族会		ア	地域住民としての安心感
98	保健師	50	ウ	住民からの信頼をもつということは上記ができることプラス人間性が重要であり、
102	公務員	30	ウ	住民は、保健所長が医師であることはご存じではないことが多いと思います。質を高く保ったり住民から信頼を得るのは、活動している従事者であると思います。貢献している保健所長もおられますがまれです。医師の人員不足からか、あて職のように配置された医師の場合は、ほとんどお飾りのような感じです。その分担当者や事務職の上司が判断を迫られている状況もあるようです。
104	保健師	50	ウ	所長がイニシアチブをとって貢献した事実が具体的にみえないために今回の職務の在り方についての検討が出てきたのではないかと考えている。
110	自営業	60	ア	今回の大阪のSARS騒ぎでも、冷静に対処できた。
114	会社員	30	ア	いろいろ保健関係の問題が起こっても、日本では中国やアフリカのような大量の死者が出ていない。
115	会社員	50	ア	所長が医師であることにより、住民の生命を最優先した対応が可能。